

京都市告示第369号

京都市市街地景観整備条例第44条第1項の規定に基づき、平成24年6月1日付で認定した修徳景観づくり協議会について変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月13日

京都市長 門川 大作

変更があった事項 規約

(都市計画局都市景観部景観政策課)